

2018年4月16日

三酸化アンチモン特化則関連情報

日本鉱業協会

三酸化アンチモンに係る特定化学物質障害予防規則(特化則)等の改正が、2017(H29)年6月1日に施行され、一部経過措置が設定されておりましたが、今年5月31日に経過措置が終了します。

<2018(H30)年6月1日から適用される主な内容>

1. 発散抑制措置に関する事項
2. 作業主任者の選任に関する事項  
(「特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を終了した者)
3. 二次発じんの防止に関する事項
4. 作業環境測定に関する事項  
(作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要)
5. その他の措置に関する事項

詳細は、厚生労働省ホームページ(以下のリンク先)をご参照ください。

平成 29 年 6 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正 (三酸化ニアンチモンに係る規制の追加)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163262.html>

なお、本リーフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署へお願いします。

以 上

\*\*\*\*\*

日本鉱業協会アンチモン環境安全協議会

日本精鉱(株)

山中産業(株)

東湖産業(株)

\*\*\*\*\*